## ○足利市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市風致地区条例(平成16年足利市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 (許可申請)

- 第3条 条例第3条第1項各号に掲げる行為(以下「規制行為」という。)の許可を受けようとする者は、風致地区内行為(変更)許可申請書(別記様式第1号)に別表第1に掲げる図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 許可を受けた規制行為の内容を変更しようとするときは、風致地区内行為(変更) 許可申請書に別表第1に掲げる図面のうち行為の内容の変更に係る図面その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (許可等)
- 第4条 前条に規定する許可申請及び変更許可申請に対する許可は許可指令書 (別記様式第2号)により、不許可は不許可指令書(別記様式第3号)により 行うものとする。

(行為の廃止)

第5条 規制行為の許可を受けた者が当該許可に係る行為を廃止したときは、遅滞なく、風致地区内行為廃止届(別記様式第4号)に交付を受けた許可指令書を添付して、市長に提出しなければならない。

(標識の掲示)

第6条 規制行為の許可を受けた者は、当該行為の着手から完了までの間、その 行為を行う区域内で公衆の見やすい場所に、標識(別記様式第5号)を掲示し なければならない。

(行為の完了)

第7条 規制行為の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、 遅滞なく、風致地区内行為完了届(別記様式第6号)を市長に提出しなければ ならない。

(申請書等の提出部数)

第8条 この規則により市長に提出する申請書、届出書、図面その他市長が必要 と認める書類は、それぞれ正本副本各1部とする。

(条例第3条第3項の規則で定める法人)

- 第9条 条例第3条第3項の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。
  - (1) 独立行政法人都市再生機構
  - (2) 独立行政法人労働者健康安全機構
  - (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
  - (4) 独立行政法人水資源機構
  - (5) 独立行政法人鉄道建設 運輸施設整備支援機構
  - (6) 独立行政法人環境再生保全機構
  - (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(許可の基準)

- 第10条 条例第5条第1項第1号ア及び第3号アの規則で定める高さは、別表第2(あ)欄に掲げる風致地区(以下「地区」という。)ごとに同表(い)欄に掲げるとおりとする。
- 2 条例第5条第1項第1号イ及び第3号イの規則で定める割合は、別表第2 (あ)欄に掲げる地区ごとに同表(う)欄に掲げるとおりとする。
- 3 条例第5条第1項第1号ウ、第3号ウ及び第4号アの規則で定める距離は、 別表第2(あ)欄に掲げる地区ごとに道路に接する部分にあっては同表(え) 欄に、その他の部分にあっては同表(お)欄に掲げるとおりとする。
- 4 条例第5条第1項第1号エ、第2号イ、第3号エ、第4号イ及び第7号アの 規則で定める割合は、別表第2(あ)欄に掲げる地区ごとに同表(か)欄に掲 げるとおりとする。
- 5 条例第5条第1項第1号オ、第2号ウ、第3号オ、第4号ウ及び第10号の規

則で定める基準は、景観法(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づき定めた足利市景観計画に掲げる建築物又は工作物の行為の制限に関する基準に掲げるとおりとする。

6 条例第5条第1項第7号ウ(ア)の規則で定める高さは、別表第2(あ)欄に掲げる地区ごとに同表(き)欄に掲げるとおりとする。

(身分証明書)

第11条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第7号によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成16年6月30日までの間における第8条の規定の 適用については、同条中「独立行政法人都市再生機構」とあるのは「都市基盤 整備公団」と、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」とあるのは「中小企業 総合事業団」又は「地域振興整備公団」とする。

附 則(平成17年3月25日規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日規則第55号)

抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 第7条の規定による改正後の足利市風致地区条例施行規則の規定は、この規 則の施行の日以後に着手する規制行為について適用し、同日前に日本郵政公社 が着工した規制行為については、なお従前の例による。

附 則(平成20年8月12日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月25日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月26日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第9号)

拟

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定により作成された帳票類で残存するものについては、当分の間、所要の調整をし、改正後のそれぞれの規則の規定による帳票類として使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の目前に行われた足利市風致地区条例の一部を改正する条例, (平成29年足利市条例第10号)による改正前の足利市風致地区条例(平成16年 足利市条例第13号。次項において「旧条例」という。)第2条第1項の許可の 申請に係る同項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に着手した旧条例第2条第2項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

## 別表第1 (第3条関係)

風致地区内行為(変更)許可申請書に添付すべき図面

規制行為の種類	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物等の新築	付近見取図	方位、施行箇所、道路、交通機関、目標
等・改築・増築又		となる土地建物等及び主要な目標から
は移転及び建築		の距離
物等の色彩の変	配置図(現況及び計画)	縮尺(600分の1以上)、方位、地名、

更		    地番、敷地の境界線、建築物、工作物、			
		木竹等の位置及び敷地に接する道路の			
		位置(建築物等の色彩の変更の場合は省			
	建築物等の平面図 	縮尺(300分の1以上)、許可行為変更			
		の場合は新旧対照平面図			
	建築物等の立面図(正	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上方法			
	面、側面等2面以上)	及び色彩			
宅地の造成、土地	付近見取図	方位、施行箇所、道路、交通機関、目標			
の開墾その他の		となる土地建物等及び主要な目標から			
土地の形質の変		の距離			
更、土石の類の採	平面図(現況及び計画)	縮尺(1000分の1以上)、方位、行為地			
取、水面の埋立て		の境界線、等高線、断面線の位置、工作			
又は干拓及び屋		物、木竹等の位置、許可行為変更の場合			
外における土石、		は新旧対照平面図			
廃棄物又は再生	  断面図(現況及び計画)	現況及び行為後を対比できるようにす			
資源の堆積		ること。			
木竹の伐採	付近見取図	方位、施行箇所、道路、交通機関、目標			
		となる土地建物等及び主要な目標から			
		の距離			
	平面図(現況及び計画)	縮尺(1000分の1以上)、方位、行為地			
		の境界線、等高線工作物の位置、林況、			
		伐採区域又は伐採木竹の位置、許可行為			
		変更の場合は新旧対照平面図			

別表第2 (第10条関係)

74 4 4 7 1 V	10 = 0 > 1 < 1 > 0 > 1 / 1					
(あ)	(い)	(5)	(え)	(お)	(カゝ)	(き)
風致地区名	建築物等の	建 <mark>蔽</mark> 率及び	道路に接す	その他の部	緑地率	1ヘクター
	高さ	水平投影面	る部分の後	分の後退距		ルを超える
		積率	退距離	離		宅地の造成
						等における
						のりの高さ
足利史蹟	8	10分の 4	2	1	10分の 3	2
両崖山	12	10分の 3	2	1	10分の 3	5
東山	10	10分の 3	2	1	10分の 3	5
岩井山	10	10分の 3	2	1	10分の 3	3
浅間山	10	10分の 3	2	1	10分の 3	5
明神山	10	10分の 3	2	1	10分の 3	4
旧袋川	8	10分の 4	2	1	10分の3	2

## 備考

- 1 水平投影面積率とは、工作物の水平投影面積の工作物の新設、改築、増築及び移転に係る土地の面積に対する割合をいう。
- 2 緑地率とは、緑地面積の建築物等の新築等、改築、増築及び移転又は土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合をいう。
- 3 (い) 欄、(え) 欄、(お) 欄及び(き) 欄の数値の単位は、メートル とする。